

熊本県森林吸収量認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第20条及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成22年熊本県規則第25号。）第15条に規定する森林の整備及び保全による二酸化炭素の森林吸収に係る認証制度（「熊本県森林吸収量認証制度」という。）を定めることにより、企業等による森林の整備及び保全を促進し、もって地球温暖化の防止等の森林の公益的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 森林 熊本県（以下「県」という。）内に所在する森林をいう。
- (2) 企業等 法人格を有する企業のほか、熊本県知事（以下「知事」という。）が適当と認める団体をいう。
- (3) 森林ボランティア団体 森林の整備や保全活動をボランティアで行うNPO法人や地域住民や農林業者の組織する任意の団体をいう。
- (4) 森林所有者等 森林法第2条第2項の規定に定める者、またはその者から森林経営を委託されるにより、所有権以外の権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益の権利を有する者（以下「森林所有者以外の者」という。）をいう。
- (5) 企業等の森づくり協定 企業等と森林所有者等との間で締結した森林の整備に関する協定で、企業・法人等との協働の森づくりに関する指針（平成20年12月24日施行）に基づく内容で締結したものをいう。（以下「協定」という。）
- (6) 森林整備活動 森林の整備及び保全を目的とした、植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新行為及び下刈、除伐、間伐等の森林の保育行為をいう。
- (7) 二酸化炭素吸収量 企業等が第5号の協定又は同意に基づき森林整備活動を実施した森林により吸収されると考えられる二酸化炭素の量で、第5条の規定により算出した数値をいう。
- (8) 森林吸収量認証 前号の二酸化炭素吸収量について、知事が第6条に規定する認証を行い、森林吸収量認証書（様式第1号。以下「認証書」という。）を交付することをいう。
- (9) J-クレジット制度 国が定める国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」とする。）実施要綱に基づくものをいう。

- (10) オフセット・クレジット（J-VER）制度 国が定めるオフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づくものをいう。

（認証の対象）

第3条 この要綱において認証の対象とする森林整備活動については、原則として申請日の属する年度の前年度に行われたものであり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

なお、年度を跨いで森林整備活動を実施した場合は、森林整備活動が終了した日の属する年度に終了したものとみなす。

- (1) 企業等の森づくり協定締結後、企業等が協定に基づき行ったもの。
- (2) 条例第17条第1項若しくは第3項に基づく事業活動温暖化対策計画を提出した企業等が、自ら所有する森林において行ったもの。
- (3) 森林所有者等の同意取得後、森林ボランティア団体が同意に基づき行ったもの。

2 前項第1号については、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 森林所有者以外の者と締結している協定については、協定の締結及びその内容について森林所有者の同意を得ていること。
- (2) 企業等の森づくり協定の対象森林において行われた森林整備活動であること。
- (3) 森林整備活動の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。
- (4) 企業等が社員等の参加により自ら行った森林整備活動であること、または企業等が森林整備活動を行うための費用を協定の相手方である森林所有者等に提供した森林整備活動であること。
- (5) 前号の費用の提供について、補助金を活用している場合にあっては、補助金を除外した経費について、企業等が明らかに提供したことが確認できるものであること。
- (6) 森林整備活動の内容が、企業等の森づくり協定に基づく森林整備活動の実施に係る計画書と整合が取れたものであること。
- (7) 森林整備活動が適切であり、健全な森林として生育することが期待できるものであること。
- (8) 申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等により立木の伐採や土地の改変が行われる予定がないこと。
- (9) 申請時点で森林所有者等の異動などの予定がない、若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みがないこと。
- (10) J-クレジット制度やオフセット・クレジット（J-VER）制度を活用してクレジットを創出している（予定を含む）森林に係る森林整備活動でないこと。
- (11) その他、認証を行うに当たって支障がないものであること。

- 3 前項第2号については、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
- (1) 森林整備活動の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。
 - (2) 企業等が社員等の参加により自ら行った森林整備活動であること、または企業等が森林整備活動を行うための費用を支出し、委託等に付した森林整備活動であること。
 - (3) 前号の費用の提供について、補助金を活用している場合にあつては、補助金を除外した経費について、企業等が明らかに支出したことが確認できるものであること。
 - (4) 森林整備活動が適切であり、健全な森林として生育することが期待できるものであること。
 - (5) 申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等により立木の伐採や土地の改変が行われる予定がないこと。
 - (6) 申請時点で森林所有者等の異動などの予定がない、若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みがないこと。
 - (7) J-クレジット制度やオフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用してクレジットを創出している（予定を含む）森林に係る森林整備活動でないこと。
 - (8) その他、認証を行うに当たって支障がないものであること。
- 4 前項第3号については、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
- (1) 森林ボランティア団体が森林所有者等の同意を得ていること。また、森林ボランティア団体が森林所有者以外の者の同意を得ている場合にあつては、同意書の内容について森林所有者の同意を得ていること。
 - (2) 森林ボランティア団体が森林所有者等の同意を得た森林において行われた森林整備活動であること。
 - (3) 森林整備活動の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。
 - (4) 森林ボランティア団体が自ら行った森林整備活動であること、または森林ボランティア団体が森林整備活動を行うための費用を協定の相手方である森林所有者等に提供した森林整備活動であること。
 - (5) 前号の費用の提供について、補助金を活用している場合にあつては、補助金を除外した経費について、森林ボランティア団体が明らかに支出したことが確認できるものであること。
 - (6) 森林整備活動の内容が、森林整備活動の実施に係る同意書と整合がとれたものであること。
 - (7) 森林整備活動が適切であり、健全な森林として生育することが期待できるものであること。
 - (8) 申請時点での現況が森林であること。

- (9) 申請時点で森林所有者等の異動などの予定がない、若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みがないこと。
- (10) J-クレジット制度やオフセット・クレジット（J-VER）制度を活用してクレジットを創出している（予定を含む）森林に係る森林整備活動でないこと。
- (11) その他、認証を行うに当たって支障がないものであること。

（認証の申請）

第4条 森林吸収量認証を受けようとする企業等や森林ボランティア団体（以下「申請者」という。）は、認証申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書及び添付書類は、森林整備活動を実施した日の属する年度の翌年度4月1日から6月30日までの期間内に提出するものとする。

（吸収量の算定）

第5条 知事は、次式に基づき別表1の林齢及び樹種の区分別に算定した数値に、整備対象森林の面積を乗じて、1年分の二酸化炭素吸収量を算定するものとする。

二酸化炭素吸収量＝幹の成長量× 拡大係数× 容積密度× 炭素含有率× CO₂ 換算率× 施業面積

- 幹の成長量：森林1ヘクタール当たりの1年間の幹材積の成長量（m³/ha・年）
- 拡大係数：幹材積を枝・葉・根を含む全体の体積に換算する係数
- 容積密度：体積当たりの乾燥重量（t/m³）
- 炭素含有率：乾燥重量に占める炭素の比率（0.5）
- 二酸化炭素換算率：炭素（C）から二酸化炭素（CO₂）に換算する係数（44/12）

（認証）

第6条 知事は、第4条の申請書及び添付書類を審査し、第3条第2項から第4項のうちいずれかの項に掲げる要件をすべて満たしていると認められるときは、これを認証する。

2 知事は、前項の審査において、必要に応じて森林整備活動の実施状況や樹木の生育状況を把握するための現地調査を実施するものとし、申請者はこれに協力するものとする。

3 知事は、前2項の審査又は調査の結果を踏まえて認証の可否を決定するものとし、申請の締め切り後2か月以内に申請者に対して認証の可否を通知するものとする。

4 知事は、第2条第1項第8号の認証書の交付をもって前項の通知に代えることができるものとする。

(認証状況の整備・公表)

第7条 知事は、前条により認証したときは、認証台帳（様式第3号）を整備し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく県のホームページに掲載するものとする。

- (1) 認証された企業等の名称及び住所
- (2) 森林の所在地
- (3) 森林所有者等の氏名（個人所有者の場合は除く。）
- (4) 森林整備の概要
- (5) 認証した二酸化炭素吸収量
- (6) 認証年月日

(認証書の利用)

第8条 企業等や森林ボランティア団体は、認証書を次の各号に掲げる用途に利用できるものとする。

ただし、認証書は、県が森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証するものであり、他法令等で定める制度には利用できない。

なお、認証書を第三者に販売又は譲渡した場合には無効とする。

- (1) 企業等が協定に基づく森林整備活動を実施した場合、条例第20条に定める補完的手段を実施したものとして、条例第18条に定める事業活動温暖化対策実施状況報告書に添付すること。
- (2) 認証書を社会貢献活動の証として広く広報活動等に用いること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に企業・法人等との協働の森づくりに関する指針（平成20年12月24日施行。）に基づき企業等の森づくり協定を締結している者については、平成21年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年（2021年）8月20日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年（2023年）11月7日から施行する。

熊本県森林吸収量認証書

（申請者） 様

※1 企業等の森づくり協定に基づき、令和 年度（ 年度）
に整備された森林による二酸化炭素吸収量は、次のとおりであることを認証します。

※1 下線部分については、企業・法人等との協働の森づくり協定に基づく申請者の場合に限る。

二酸化炭素吸収量 t — C O 2 / 年

令和 年（ 年） 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 印

(証書の裏面)

1 認証内容

(1) 協定者

※2

(2) 協定期間

※2

(1 3) 協定森林の所在地

※2

(2 4) 樹種・林齢

※2

(3 5) 施業時期 (年度)

※2

(4 6) 施業内容

※2

(5 7) 施業面積

※2

ha

※2 下線部分については、企業等の森づくり協定に基づく申請者の場合に限る。

2 二酸化炭素吸収量の算定

I P C Cガイドラインに準拠した次式に基づいて林齢別・樹種別に算定した1ヘクタール当たりの1年間の二酸化炭素吸収量の数値に、森林整備面積を乗じて算定しています。

二酸化炭素吸収量 = ①成長量 × ②拡大係数 × ③容積密度 × ④炭素含有率 × ⑤二酸化炭素換算係数

3 認証書の利用に関する事項

この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、熊本県が森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証するものですので、他の制度とは関わりがありません。

また、この認証書を第三者に販売又は譲渡した場合には効力を有しません。

整理番号 ー

様式第2号（第4条関係）

※整理番号は、空欄とすること

年 月 日

熊本県森林吸収量認証申請書

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

申請者 所 在 地

名 称

代表者職・氏名

令和 年度に下記のとおり整備した森林による二酸化炭素吸収量の認証を受けたいので、熊本県森林吸収量認証制度実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 企業等の森づくり協定書及び森林整備活動の実施に係る計画書の写し
- 森林所有者等の同意を得ていることを証する書類（同意書）の写し（森林ボランティア団体、且つ企業等の森づくり協定に基づかない場合）
- 登記簿等の森林を所有していることを証する書類の写し（企業等が自ら所有する森林において行った場合）
- 位置図（整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面）
- 施業図（整備対象森林の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面）
- 請求書、領収書、支払証明書など森林整備費用を支払ったことを証する書類
- 整備対象森林の実施前、実施中、現況の写真
- 森林所有者との間に長期間森林施業の受委託契約等を締結していることを証する書類（森林所有者以外の者が協定の相手方である場合）
- 企業等との森林整備に関する協定の締結及び協定の内容について森林所有者の同意を得ていることを証する書類（森林所有者以外の者が協定の相手方である場合）
- 連絡先（電話番号、所属・担当者名等）
- その他（ ）

※上記添付書類に漏れや記載ミス等がないよう注意願います。

協定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					
森林の所有者等						
森林の所在地						
森林の概況 (整備前)	区分		樹種		林齢	年生
	状況等					
森林整備の状況	時期	令和 年 月 日～令和 年 月 日				
	内容①					
	樹種①		林齢①	年生	面積①	ha
	樹種②		林齢②	年生	面積②	ha
	樹種③		林齢③	年生	面積③	ha
	小計①	—	—	—	面積	ha
	内容②					
	樹種①		林齢①	年生	面積①	ha
	樹種②		林齢②	年生	面積②	ha
	樹種③		林齢③	年生	面積③	ha
	小計②	—	—	—	面積	ha
合計	—	—	—	面積	ha	
参加者数・支援費用	参加者数 (自己整備の場合)	(社員：社員家族：その他) 人 (: :)				
	支援費用 (費用提供の場合)	千円				
森林経営の継続性	予定されている ・ 予定されていない					

- 注1 「協定期間」欄には、企業等の森づくり協定の期間を記入すること。(企業等の森づくり協定を締結している場合のみ記入)
- 2 「森林の所有者等」欄には、協定締結の相手方、または同意を得ている相手方を記入すること。
- 3 「森林の所在地」欄には、当該地の「市町村・大字・地番」を記入すること。
- 4 「森林の概況」欄には、協定期間開始日における森林の概況を記入すること。ただし、現在までに協定を複数回更新している場合は、初回の協定期間開始日における森林の概況を記入する。
- 5 「森林の概況」欄は、以下のとおりとする。
- (1) 「区分」欄には、「人工林・天然林・無立木地・竹林」の別を記入すること。
- (2) 「樹種」欄には、「スギ・ヒノキ・広葉樹」の別を記入すること。
- (3) 「状況等」欄には、整備前の森林の状況等を記入すること。
- 6 「森林整備の状況」欄は、以下のとおりとする。
- (1) 「内容」欄には、「植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち」の区分を記入するとともに、「植

栽」については「植栽本数」、「間伐」については「間伐率(%)」を記入すること。

(2) 「樹種」欄には、「スギ・ヒノキ・広葉樹」の別を記入すること。

(3) 「面積」欄には、整備した面積(小数点以下第3位を四捨五入し2位止め)を記入すること。

(4) 「内容」、「樹種」、「林齢」毎に記載することとし、記入欄が不足する場合は行を追加すること(別紙での提出も可)。

7 「参加者数・支援費用」欄には、企業等が社員等の参加により自ら森林整備活動を行った場合には参加者数を、企業等が森林整備を行うための費用を森林所有者等に提供した場合には支援費用を記入すること。

8 「森林経営の継続性」の欄には、協定期間中に開発等土地の改変が行われる予定や、森林所有者等の異動などの予定(若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みの有無を含む)の有無を記入すること。

二酸化炭素吸収量＝①蓄積増分×②拡大係数×③容積密度×
④炭素含有率×⑤二酸化炭素換算係数

林齢別、樹種別の1ha当たりの二酸化炭素吸収量(CO₂-t/ha/年)

齢級	林齢	スギ	ヒノキ	広葉樹
1	1～5	2.933597	4.219573	5.957875
2	6～10	2.933597	4.219573	8.341025
3	11～15	7.446824	7.857135	11.915750
4	16～20	10.606083	11.640200	11.121367
5	21～25	9.929099	12.105808	7.530754
6	26～30	11.879457	14.201044	6.096325
7	31～35	13.120595	14.899456	5.020503
8	36～40	11.347541	12.105808	3.944681
9	41～45	8.865267	10.476180	3.227466
10	46～50	7.269519	8.380944	2.151644
11	51～55	5.496465	6.052904	1.793037
12	56～55	4.255328	4.888884	1.434429
13	61～65	4.964549	4.423276	1.075822
14	66～70	3.014191	3.259256	1.075822

① 林齢別、樹種別連年成長量(m³/ha)……1年間の成長量

齢級	林齢	スギ	ヒノキ	広葉樹
1	1～5	2.60	2.90	3.00
2	6～10	2.60	2.90	4.20
3	11～15	6.60	5.40	6.00
4	16～20	9.40	8.00	5.60
5	21～25	11.20	10.40	4.20
6	26～30	13.40	12.20	3.40
7	31～35	14.80	12.80	2.80
8	36～40	12.80	10.40	2.20
9	41～45	10.00	9.00	1.80
10	46～50	8.20	7.20	1.20
11	51～55	6.20	5.20	1.00
12	56～55	4.80	4.20	0.80
13	61～65	5.60	3.80	0.60
14	66～70	3.40	2.80	0.60

② 拡大係数……枝、葉、根を含む樹木全体の体積に換算する係数

樹種	林齢21年生未満	林齢21年生以上
スギ	1.96	1.54
ヒノキ	1.95	1.56
広葉樹	1.75	1.58

③ 容積密度(t/m³)……樹木の1m³当たりの乾燥重量

樹種	容積密度
スギ	0.314
ヒノキ	0.407
広葉樹	0.619

④ 炭素含有率……樹木の乾燥重量に占める炭素の比率

全樹種	0.5
-----	-----

⑤ 二酸化炭素換算係数 44/12